

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第188号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年9月3日 11時29分ごろ	
発生場所	大分県津久見市観音埼沖 津久見白石灯標から真方位167° 1,500m付近 (概位 北緯33° 05.7′ 東経131° 56.6′)	
事故等調査の経過	平成22年12月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第七兵殖 <sup>ひょうしよく</sup> 、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	OT2-3635（漁船登録番号）、株式会社兵殖	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船底キールに亀裂、プロペラ軸及びプロペラ曲損、機関濡損等	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船首約0.77m、船尾約2.25mの喫水で津久見湾内の養殖場を給餌のため移動中、前方の小型漁船を避けようとしていつもより陸岸寄りを航行していたところ、平成22年9月3日11時29分ごろ、観音埼東方の平瀬に乗り揚げた。 その後、本船は、僚船の救援を得て津久見港に帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、津久見湾観音埼沖を航行中、前方の小型漁船を避航しようとして陸岸寄りを航行し、平瀬に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、観音埼東方沖に浅瀬があることを知っていたが、前方の小型漁船を避けることに気をとられ、平瀬に向首していることに気付かなかつたものと考えられる。 船長は、日頃、陸岸付近を航行する際、海面の色や陸岸との距離を目測することによって浅瀬を回避していたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、津久見湾観音埼沖を航行中、船長が、前方の小型船を避航することに気を取られていたため、陸岸寄りを航行し、平瀬に向首していることに気付かず、平瀬に乗り揚げたことにより発生したのと考えられる。	